

令和8年9月16日

懲戒処分等の公表について

令和7年度9月補正予算（七地地区整備工事）並びに令和8年度鹿目地区農地整備の施工及び予算執行に係る不適正事務処理に関し、職員の懲戒処分等を行いましたので、人吉市職員の懲戒処分等の基準等に関する規程第10条の規定に基づき、次のとおり公表します。

1 処分を受けた者の所属・職級・年齢及び処分等の種類

(1) 該当職員

・復興建設部	主幹級職員（令和7年度当時：所管係長）（48歳）	懲戒処分 分限処分	停職 降任	4か月
--------	--------------------------	--------------	----------	-----

(2) 管理責任者等

・経済部	課長級職員（53歳）	懲戒処分 改善指導	停職 警告書交付	1か月
・経済部	次長級職員（54歳）	懲戒処分に準ずる措置	訓告	

2 処分の時期

令和8年9月16日

3 処分等の事由

(1) 経緯

ア 七地地区の事案

過去の工事（令和5年度七地地区農地復旧工事）における未払金を補填するため、工事費を作為的に予算化するとともに、文書の差し替え、公費支出の妥当性を欠く工事の実施など、不適正な事務処理が行われていたもの。

イ 鹿目地区の事案

人事異動により所管外となった該当職員が、予算措置や決裁を経ないまま、請負業者に対して農地整備を独断で指示し、施工させたもの。

(2) 事案の詳細

ア 七地地区における不適正事務処理

(7) 事案の背景（過去の農地復旧工事における未払金の発生）※本年5月20日に公表済

a 令和5年度七地地区農地復旧工事の過程において、該当職員が請負業者へ追加工事を口頭で指示したものの、適切な予算確保や契約変更を行わないまま工事が進められ、未払金が生じた。

b 当該工事の進捗や予算に関する課内での情報共有や上司への報告が行われず、管理責任者による確認も不十分であり、さらに、事案の発覚後も適切な事務処理がなされなかったため、未払金の解消に至らない状況が長期化した。

※本件は、既に請負業者へ未払金支払済

(4) 予算化及び施工に係る不適正な事務処理

a 未払金を補填するための予算化

上記未払金の解決を図るため、該当職員が財政課に対して地権者からの再整備要望があるとの説明及び資料提出を行い、補正予算において工事費の予算化を作為的に行った（※未払金が生じていた請負業者は、このような事実を一切知らされていなかった。）。

b 文書の差し替え等の不適正事務処理

指名競争入札の結果、未払金が生じていた請負業者とは別の請負業者が落札したことに伴い、当初予定していた施工箇所から別の農地へと変更が行われた。その過程において、契約時の工程表の無断差し替えや、差し替えたことが分からないようにする変更書類等の作成等、不適正な事務処理が行われた。

c 公費支出の妥当性を欠く工事の実施

その後の精査の結果、工事箇所に、災害復旧申請が取り下げられ、市で災害復旧を行っていない農地が含まれていたなど、公費支出の妥当性を欠く工事が実施されていたことが判明した。

イ 鹿目地区農地整備の施工及び予算執行に係る不適正事務処理

(1) 事案の経緯

a 職務権限外における独断での工事依頼

令和7年度中に農家から受けていた農地整備の要望に対し、該当職員が、上司への報告及び相談を行わないまま、整備する約束を行った。しかし、予算化を行わなかった。

その後、令和8年4月の人事異動により他課へ転出した該当職員が、既に職務権限がない状況下において、農地所有者から再度の要望を受け、同年4月8日に請負業者に対して現地立会の上で農地整備を直接依頼し、施工させた。

b 業者からの書類提出による事案の判明

業者からの完了書類等の提出（令和8年5月21日）により、初めて予算措置や契約が行われていない本件が把握された。

4 処分の法的根拠

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 懲戒処分等 | 地方公務員法第29条第1項第2号 |
| (2) 分限処分 | 〃 第28条第1項第3号 |

職員の懲戒処分等についての市長コメント

この度、本市職員による度重なる不適正な事務処理が明らかになりました。

市民の皆様の信頼を損なう事態を重ねて引き起こしてしまいましたこと、市を代表して心から深くお詫び申し上げます。

一連の事案は、職員のコンプライアンス意識や予算執行に対する認識の著しい欠如、および組織としてのチェック機能の不徹底に起因するものであり、行政に対する信頼を揺るがす重大な問題であると厳粛に受け止めております。

今回の事態を深く反省し、職員一人ひとりが公務員としての倫理観と責任を再認識するとともに、組織全体で適正な事務処理の徹底と管理体制の見直しを行ってまいります。

二度とこのような不祥事を起こさない組織へと生まれ変わるため、全庁を挙げて信頼回復に努めてまいります。

令和8年9月16日

人吉市長 松岡 隼人

問合せ先

総務部総務課 担当 池下、原口（内線3210）

電話（代表）0966-22-2111